

第 96 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月 条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
別表第 1（第 4 条関係） (1) 公営住宅 ア 国の補助に係る公営住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営やぐも住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> イ [略] (2) [略] (3) 都市再生住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営フレール・アスタ若松</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営やぐも住宅	[略]	[略]	[略]	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営フレール・アスタ若松	[略]	別表第 1（第 4 条関係） (1) 公営住宅 ア 国の補助に係る公営住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営やぐも住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営御崎住宅</td> <td>神戸市兵庫区御崎町 2 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> イ [略] (2) [略] (3) 都市再生住宅 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営フレール・アスタ若松</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営やぐも住宅	[略]	神戸市営御崎住宅	神戸市兵庫区御崎町 2 丁目	[略]	[略]	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営フレール・アスタ若松	[略]
名称	位置																														
[略]	[略]																														
神戸市営やぐも住宅	[略]																														
[略]	[略]																														
名称	位置																														
[略]	[略]																														
神戸市営フレール・アスタ若松	[略]																														
名称	位置																														
[略]	[略]																														
神戸市営やぐも住宅	[略]																														
神戸市営御崎住宅	神戸市兵庫区御崎町 2 丁目																														
[略]	[略]																														
名称	位置																														
[略]	[略]																														
神戸市営フレール・アスタ若松	[略]																														

住宅	
神戸市営フレール・アスタ二葉住宅	神戸市長田区二葉町5丁目
[略]	[略]

(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営やぐも住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

住宅	
[略]	[略]

(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営やぐも住宅	[略]	[略]
神戸市営御崎住宅	神戸市営住宅御崎駐車場	神戸市兵庫区御崎町2丁目
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第3号の表の改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした借上げに係る神戸市営フレール・アスタ二葉住宅についてなされた申請，許可その他の行為は，市長が別段の処分をするものを除くほか，この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）に規定する神戸市営フレール・アスタ二葉住宅についてなされたものとみなす。

（準備行為）

3 新条例別表第1第3号の表神戸市営フレール・アスタ二葉住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は，この条例の施行前においても，新

条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。